

C F T ニュース & 息抜き（２月）

全日本コーヒー公正取引協議会に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2023年1月の問合せの傾向

- (1) 最近目立つのは、SDGs がよく紹介されるためと思うが、SDGs のほかレインフォレストアライアンス (RA) やフェアトレード (FT) などのマークを販売製品に付けたいとの相談が事業者からある。CFT 子は認証機関等の認定手続きを経ておれば問題ないとみているが、消費者の問合せには「マーク添付事業者は現地を確認して付しているのか?」、「贖宥状や免罪符として付しているだけでないか!」との厳しいものもある。

また、RA や FT を取得したコーヒー豆を 30%以上配合させておれば、RA ブレンドとか FT ブレンドと表示してよいか。という質問もある。

⇒ 前段については、コーヒー公取協としては、「SDGs や RA などのマークを使用する場合はマーク管理者の定める手続きを踏むほか、その説明責任はマークを付した事業者が負うこと。」としています。

後段については、マーク管理者の定める手続きを踏むほか、RA ブレンドとか FT ブレンドとする場合、誤解を招かないよう 100%RA や FT の認証を受けている、コーヒーのみで提供してください。

- (2) コーヒー公取協会員社の製品に原料原産地表示が、「生豆生産国名：ブラジル若しくはホンジュラス若しくはその他」とか、「生豆生産国名：ベトナム又はインドネシア又はその他」と記載したものがある。「若しくは」とか「又は」で生産国名を記載してよいのか。

⇒ コーヒー生豆生産国名を「若しくは」とか「又は」、あるいは「輸入」

と表示することは食品表示基準で定める条件をクリアすれば認められ、食品表示法違反ではありません。

しかし、コーヒー公正取引協議会は設立の目的が「コーヒー生豆生産国名を消費者に伝える」ことが根幹の一つであり、ブルマンブレンドコーヒーであれば国名を「ジャマイカ、ブラジル、その他」などと使用量の多い順に記載することとしています。会員事業者にとり辛い規約ですが、消費者利益の上からこの一線は変えず、国名記載に拘っています。

2. 2022 年度コーヒー公取協研修会のお知らせ

例年通り 3 月に以下の日程で、コーヒー公取協会員を対象に研修会を開催いたします。研修会に参加した方には研修会修了書を出します。なお、会員社であっても参加登録が必要です。

東京会場（定員：80名）

開催日時：2023年3月6日（月）13時30分～

開催場所：KKRホテル東京（11階 孔雀）

名古屋会場（定員：20名）

開催日時：2023年3月8日（水）13時30分～

開催場所：名古屋ガーデンパレス（2階 桜）

大阪会場（定員：60名）

開催日時：2023年3月9日（木）13時30分～

開催場所：アットビジネスセンター PREMIUM 新大阪（正面口駅前）
（905号室）

3. 混乱するハイチ共和国

ハイチはフランス植民地であり18世紀ヨーロッパではコーヒーと砂糖の供給地として有名であった。古くはサント・ドマングと言い黒人奴隷がコーヒーや砂糖の収穫に酷使されていた。1789年にフランス革命が起きるとサント・ドマングでは自由を求める黒人の反乱が起き、ナポレオンにより一度は鎮圧されたが1804年1月に独立した。カリブ海を含むラテンアメリカの独立第一号となった。

それから200年、国は政治的混乱下にあり、コーヒーや砂糖の生産は衰え最貧国となってしまった。ジャマイカやキューバに近く、政治的混乱がなければ美味しいコーヒーを提供する国であったろう。